



年度 家屋敷課税に係る課税取消申告書

早川町長 宛 年 月 日提出

早川町内に有しています家屋敷については、 年1月1日現在、下記のとおりですので、家屋敷に係る課税の取り消しを申告します。

納 税 義 務 者	住 所	〒		
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号 ()	—
課 税 の 取 消 理 由	家屋敷の 所在地	山梨県南巨摩郡早川町		
	[あてはまる項目にレ印をしてください]			
	☐ 住民登録をしている市町村にて、住民税が非課税である。			
	☐ 1月1日以前に、家屋の取り壊し、または他人への売却があった。 ☐ 取り壊し日 / ☐ 譲渡日： 年 月 日 (取壊証明書、売買契約書などの証明書類の写しを添付)			
	☐ 家屋の損耗が激しく、使用できる状態ではない (家屋の損耗状況を確認できる資料を添付) 損耗の状況を記入してください→			
	※ 損耗が激しいとは、通常の損耗(雨漏りしているなど)では該当せず、屋根が抜け落ちていたり壁が崩壊しているなど、建物としての定義を満たしていない状態をいいます。			
	☐ 他人に貸し付ける目的で有している。(賃貸契約などがあれば写しを添付のこと)			
	貸付年月日 年 月 日 貸付			
	貸付先氏名			
	貸付先の住所			

留意事項
(1) この申告は毎年必要となります。前年に課税取消があったとしても今年度も申告は必要となります。
(2) 賦課期日は1月1日です。よって、1月2日以降に早川町へ転入された場合や家屋の取壊・売却があった場合でも、今年度は課税対象となります。家屋敷課税の取消を申告される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、早川町役場町民課税務保険担当へご提出ください。
(3) 家屋敷課税は、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。また、水道・電気などを停止しているなど上記以外の理由は原則課税取消し理由として認められていません。
(4) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら早川町役場町民課税務保険担当までお問い合わせください。(電話0556-45-2519)